

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は富山県立伏木高等学校生徒会と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は学校の教育方針に基づき会員の自主的な活動を通じ、個性の伸長と社会性の陶冶を図ると共に学校生活の充実を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)文化に関する事項
- (2)体育に関する事項
- (3)厚生に関する事項
- (4)その他必要と認める事項

第3章 組織

第4条 本会は本校生徒をもってし、教職員をもって顧問とする。

第5条 本会には、最高議決機関としての代議員会、執行機関としての執行部を設ける。また、選挙管理委員会、顧問会をおく。

代議員会及び執行部はその下部機関としての常任委員会、各種部、特別委員会をおくことができる。

第4章 生徒総会

第6条 生徒総会は次の場合に開かれる。

- (1)執行部役員、代議員会の議長、副議長、書記の新任・退任
- (2)生徒会諸行事
- (3)会則の改正、予算、決算の承認
- (4)その他必要のある場合

第7条 生徒総会は生徒自らの創意と顧問の指導によって運営されるものであって、生徒会執行部と各委員会で立案され、代議員会の議決を経た後校長の許可を受けて開かれるものとする。

第5章 代議員会

第8条 代議員会は、各ホームより選出された代議員をもって構成する。各ホームの代議員は2名とする。

第9条 代議員は各ホームの代表者であることを自覚し、代議員会での審議事項を各ホームに報告する義務を負う

第10条 代議員会は次の事項を審議する。

- (1)本会の運営方針及び事業
- (2)予算及び決算
- (3)会則改正の発議
- (4)部の設置及び廃止
- (5)副会長の承認
- (6)文化祭・府丘祭に関する計画発案、それに付随する業務
- (7)その他必要と認められる事項

第11条 代議員会は代議員の互選により次の役員をおく。

- (1) 議長(1名)
- (2) 副議長(1名)
- (3) 書記(2名)

議長は会議の秩序を保持し、議事を整理し議事の進行にあたる。

副議長は議長を補佐し、議長が事故あるときはこれに代る。

書記は会議の記録を整理・保存する。

改選当初の代議員会において議長が決まるまでは、会長がこれにあたる。

- 第12条 (1) 代議員会は議長がこれを招集する。
(2) 代議員会は少なくとも月1回開き、次の場合には臨時議会を開くことができる。
① 執行部の要請があった場合
② 総代議員数の3分の1以上の要請があった場合
(3) 代議員会は公開とし傍聴者は動議権、発言権を有しない。

第13条 代議員会は特別に定める場合を除き、総代議員数の3分の2以上の出席で成立する。ただし、1月から3月まではこれを2分の1以上とする。

第14条 議事は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 執行部

第15条 執行部は本会の最高執行機関であり、本会の運営及び経理を処理し、会員に対して連携して責任を負う。

第16条 執行部は次の役員で構成する。

- (1) 会長(1名) (2) 副会長(若干名)
- (3) 広報(若干名) (4) 渉外(若干名)
- (5) 生活(若干名) (6) 各種委員会委員長

会長は執行部を代表し、執行部に関する一切の権限と責任を有する。

副会長は会長を補佐し、会長事故のときはその職務を代行し、会長が欠員になったときはその職務を行う。

広報は、生徒会広報紙等の作成、学校行事・生徒会行事の企画を担当する。

渉外は、外部からの依頼事業、地域との交流事業を担当する。

生活は、ボランティア活動、美化活動、その他生活全般に関わる業務を担当する。

委員長は各委員会を代表し、その任務を遂行する。

第17条 執行部役員は2月及び7月に改選する。ただし、再任は妨げない。

役員に欠員が生じたときは、2週間以内に選挙又は選出を行わなければならない。

第18条 役員選出の方法は次の通りとする。

会長は全校生徒の直接選挙により2月及び7月に選出される。

会長選挙の細則は、別に定める。

副会長・広報。渉外・生活は会長がこれを任命する。

第7章 会計

第19条 本会経費は会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第20条 会長は全会員に会計報告をしなければならない。

第21条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 顧問

第22条 顧問は本会の発展のために指導し協力する。

第9章 最高決定権

第23条 校長は本会一切の活動に対する最高決定権を有する。

第 10 章 改正

第 24 条 本会則の改正は代議員会において総代議員数の 3 分の 2 以上の賛成を得て発議し、全会員数の 2 分の 1 以上の承認を要する。ただし 1 月から 3 月までは、総代議員数の 2 分の 1 以上の賛成をもって発議するものとする。

第 11 章 附則

第 25 条 本会はその会則の施行のため必要な細則を設けることができる。
細則の制定及び改正は代議員会の決議による。

第 26 条 本会則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。